



平成 30 年 5 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社サカイ引越センター
代 表 者 代表取締役社長 田島 哲康
(コード番号：9039 東証第一部)
問合せ先 取締役経理本部長 真鍋 彰郭
(TEL 072-244-1174)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を平成 30 年 6 月 16 日開催予定の第 41 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、対象取締役による長期安定的な株式保有の促進を目的とした制度です。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本株主総会において本制度に係る報酬枠を設定することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、平成 29 年 6 月 17 日開催の第 40 回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬額は年額 600 百万円以内（うち社外取締役分は年額 20 百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とすること、また、平成 23 年 6 月 18 日開催の第 34 回定時株主総会においてストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を各事業年度に係る定時株主総会から 1 年間に年額 100 百万円を上限とする旨及びその具体的な内容についてご承認をいただいております。

2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額 90 百万円以内といたします。ただし、当該報酬額は、原則として、3 事業年度の初年度に、3 事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には 1 事業年度 30 百万円以内での支給に相当すると考えております。対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本制度により、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、対象取締役に対して年 15,000 株以内（※）、とし、その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所市場における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

（※）ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

なお、本制度においては、対象取締役のほか、当社の幹部社員に対しても、譲渡制限付株式報酬を取締役会の決議により支給し、当社の普通株式を新たに発行又は処分する予定です。

以 上